平成３０年度子育て支援員養成事業業務委託契約書（案）

　平成３０年度子育て支援員養成事業の委託について，茨城県（以下「甲」という。）と

　　　　　　　（以下「乙」という。）とは，次の条項により契約を締結する。

（委託事業の内容）

第１条　甲は，次の事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し，乙はこれを受託するものとする。

（１）　委託事業名　平成３０年度子育て支援員養成事業

（２）　事業内容　 「平成３０年度子育て支援員養成事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

（３）　契約期間　　契約日から平成３１年３月３１日まで

（４）　契約保証金　茨城県財務規則（平成５年茨城県規則第１５号）第１３８条第２項第６号の規定に基づき免除する。

２　乙は，委託事業を仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

（委託料）

第２条　委託事業に要する費用（以下「委託料」という。）は金　　　　　　　　　　円（うち，取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　　　　円）以内とする。

２　委託料は，委託事業が終了し，その額が確定した後に乙の請求により支払うものとする。

３　乙は，第７条第４項の規定による通知を受けた後に，委託料支払請求書（様式１）により，甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

４　甲は，乙の請求により委託事業の実施に要する費用のうち必要と認める額については，第２項の規定にかかわらず，委託料の９０パーセント以内の額を概算払することができる。

５　乙は，前項の概算払を請求するときは，概算払請求書（様式２）を甲に提出するものとする。

６　甲は，第３項及び前項の支払請求を受けたときは，その日から起算して３０日以内に委託料を支払わなくてはならない。

（法律上の責任）

第３条　乙は，委託業務の実施に当たる乙の従業員に対し，法律上の責任を負う。

（再委託の禁止）

第４条　乙は，この委託事業達成のため，委託事業の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし，事業達成に必要と認められる雇用型訓練の実施委託については，この限りでない。

（委託事業の適正履行）

第５条　乙は，委託事業の本旨に従い善良な管理者の注意義務をもって誠実に履行しなければ

　ならない。

（実績報告）

第６条　乙は，委託事業が終了したときは，委託事業の成果を記載した業務完了報告書（様式３）及び収支決算書（様式４）を，委託事業終了の日から起算して１０日以内又は平成３１年３月３１日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において，第２条第４項の規定による概算払を受けたときは，業務完了報告書に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成５年茨城県告示第４０４号)様式第１０２号）を添付するものとする。

（検査及び委託料の額の確定）

第７条　甲は，前条の規定により業務完了報告書及び収支決算書の提出があったときは，遅滞なく，当該事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

２　乙は，前項の検査の結果不合格となり，業務完了報告書について補正を命ぜられたときは，遅滞なく補正を行い，実績報告書に補正完了報告書を添えて甲に提出しなければならない。

３　第１項の規定は，前項の規定により業務完了報告書及び補正完了報告書の提出があった場合について準用する。

４　甲は,第１項（前項において準用する場合も含む。）の検査の結果合格と認められた場合は，委託料の額を確定し，委託料確定通知書（様式５）により乙に対して通知するものとする。

（過払金の返還）

第８条　乙は，既に支払を受けた委託料が前条の委託料の確定額を超えるときは，その超える金額について，甲の指示に従って返還するものとする。

（委託事業の中止及び一部変更）

第９条　乙は，災害その他やむを得ない事由により，委託事業の遂行が困難となったときは，その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し，その指示を受けなければならない。

２　甲は，前項の文書が提出されたときは，乙と協議のうえ，契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

３　前項の規定により契約を解除したときは，第２条及び第６条から第８条までの規定に準じて精算するものとする。

（契約の解除等）

第10条　甲は，乙がこの契約に違反した場合には，契約を解除又は変更し，既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

（委託事業の報告等）

第11条　甲は，必要があると認めるときは，乙から委託事業の実施状況，委託料の使途その他必要事項について報告を求め，又は実地調査できるものとする。

（帳簿等）

第12条　乙は，委託事業に係る経費について，帳簿を備え，収入支出の額を記載し，その出納を明らかにしておくとともに，これをその完結の日から５年間保存するものとする。

（秘密の保持）

第13条　乙は，委託事業の実施に関して，知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第14条　乙は，委託事業を処理するため個人情報を取り扱う場合には，茨城県個人情報保護に関する条例（平成１７年茨城県条例第１号）第７条第２項及び第８条の規定の遵守に関し必要な措置を講じるほか，別記特約事項を遵守しなければならない。

（疑義の処理）

第15条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは，甲乙協議のうえ定める。

　この契約を証するため，本書を２通作成し，甲乙記名押印のうえ，各１通を保有する。

　　　平成３０年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　水戸市笠原町９７８番６

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　茨城県知事　　大井川　和彦

乙

（別記）

特　　約　　事　　項

１　受託者の責務

　　委託事業を処理するに当たっては，個人情報の保護の重要性を認識し，個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

２　個人情報の収集の制限

　　委託事業を処理するために個人情報を収集するときは，委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

３　個人情報が記録された媒体の保管

　　個人情報が記録された媒体は，施錠可能な金庫に保管するなど，適切に保管すること。

４　不要情報の廃棄

　　利用者に関する個人情報は，利用者に係る事務が完結した年度から1年を経過したときは，速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

５　個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

　　委託事業を処理するために収集・作成した個人情報は，委託事業を処理するためにのみ利用するものとし，他の目的のために利用し，または外部に提供しないこと。

６　個人情報の複製等の制限

　　委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは，甲の承諾を受けなければならない。

７　個人情報についての事故報告

　　個人情報について外部への漏洩その他の事故が発生したときは，速やかに甲に報告し，その指示を受けること。